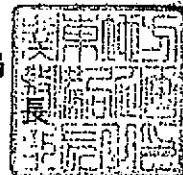




国関整技調第56号
平成21年3月26日

社団法人 全国建設業協会
関東甲信地方各建設業協会会长 様

国土交通省
関東地方整備局
企画部



「土木工事書類作成マニュアル」の策定について（お知らせ）

平素より、国土交通行政の推進に特段のご理解・ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、関東地方整備局では、工事書類の作成につきまして、平成20年4月14日付け国関整技調第3号『土木工事書類作成マニュアル（案）の試行運用について』により、その取組を進めてきたところですが、今般、貴協会及び関東地方整備局管内各事務所の意見をもとに、「土木工事書類作成マニュアル（案）」を改訂し、「土木工事書類作成マニュアル（以下、本マニュアル）」を策定しましたのでお知らせ致します。

なお、適用対象工事は、土木工事共通仕様書を適用する全ての工事（港湾工事、空港工事、営繕工事を除く）で、平成21年4月1日以後に入札公告を行う工事とします。

また、平成21年3月31日以前に契約又は入札公告を行った工事で、本マニュアルが適用可能な工事においても適用することとしております。

貴協会におかれましては、傘下建設業者の現場担当者に対し、本マニュアルの使用につきまして周知して頂きますようお願い致します。

※「土木工事書類作成マニュアル」については、関東地方整備局ホームページ「技術情報」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/index.htm>)に掲載しています。

土木工事書類作成マニュアルの策定 ～土木工事書類の簡素化に向けて～

記者発表資料

関東地方整備局では、工事書類の作成について平成20年4月より「土木工事書類作成マニュアル(案)」(以下、「マニュアル(案)」という。)を試行運用してまいりました。

このマニュアル(案)について、平成20年9月より関係業団体及び管内の関係事務所に意見照会を行い、延べ231件の意見を頂きました。

今般、頂いた意見を踏まえマニュアル(案)を改訂し、「土木工事書類作成マニュアル」(以下、「本マニュアル」という。)を策定しました。

本マニュアルでは、「提出を不要とした書類」を新たに2種追加し、全10種とともに、「現行ルールを徹底・改善する書類」を新たに1種追加し、全13種としました。

また、平成21年3月26日付けで管内の関係事務所に本マニュアルの策定について周知するとともに、関係業団体に対しても傘下建設業者の現場担当者の方々へ本マニュアルを周知して頂くようお願いしました。

今後、関係者の方々に対して、本マニュアルの周知を図ってまいります。

※本マニュアルは、関東地方整備局のホームページ「技術情報」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/index.htm>)に掲載しています。

平成21年 3月26日
国土交通省 関東地方整備局

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ

神奈川建設記者会

横浜海事記者クラブ

埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部
技術調査課長補佐 横坂 利雄 (内線3252)

電話 048-601-3151 (代表)
048-600-1332 (夜間直通)

土木工事書類作成マニュアルの策定

1. 背景

土木工事書類は、工事現場毎に要求する資料がまちまちであることや工事完成後においても使用頻度が低い資料があることから、建設業界や監督職員から工事書類の統一化・簡素化の要望が出ています。

このため、平成19年度、関東地方整備局内に「工事書類見直しに関する検討会」を発足し、「土木工事書類作成マニュアル（案）」（以下「マニュアル（案）」という。）を作成しました。

平成20年度は、「マニュアル（案）」の試行運用を行うとともに、関係業団体及び関係事務所に「マニュアル（案）」の試行運用結果について意見照会を行い、延べ231件もの意見を頂きました。

今般、頂いた意見を踏まえ、「マニュアル（案）」を改訂し「土木工事書類作成マニュアル」を策定しました。

「土木工事書類作成マニュアル」の運用により、発注者の監督・検査及び請負業者の業務の効率化を図ることを目的としています。

2. 経過

平成19年11月 工事書類見直しに関する検討会発足

平成20年 4月 土木工事書類作成マニュアル（案）を作成し試行運用

- ・各種書類の解説や作成に当たっての留意事項を掲載
- ・発注者が作成する資料・請負者が作成する資料を明確化
- ・工事書類の様式の統一

※8種類の工事書類を提出不要とし、12種類の工事書類で現行ルールを徹底するものとした。

平成20年 9月 土木工事書類作成マニュアル（案）について、関係事務所及び関係業団体に意見照会を実施

- ・関係事務所
港湾空港、営繕を除く各事務所
- ・関係業団体
 - (社) 全国建設業協会 関東甲信地方各建設業協会会长
 - (社) 日本土木工業協会 関東支部長
 - (社) 日本橋梁建設協会会长
 - (社) プレストレストコンクリート建設業協会 関東支部長

平成21年 3月 土木工事書類作成マニュアルの策定

- ・関係業団体等からの231件の意見を踏まえ改訂
- ※新たに2種類の工事書類を提出不要とし、現行ルールを徹底・改善するものを1種類追加した。

※工事書類様式を新たに9様式追加した。

平成21年 4月 土木工事書類作成マニュアルの運用開始

3. 土木工事書類作成マニュアルのポイント（別添資料参照）

- 提出を不要とした書類：新たに2種増やし全10種
- 現行ルールを徹底・改善するもの：新たに1種増やし全13種
- 工事書類様式を新たに9様式追加

4. 実施方針

- 対象は、平成21年4月1日以降に入札公告を行う「土木工事共通仕様書」を適用する全ての工事としています。（営繕工事、港湾工事、空港工事を除く）また、平成21年3月31日以前に契約又は入札公告を行った工事で土木工事書類作成マニュアルが適用可能な工事についても適用することとしています。
- 特記仕様書に「工事書類の作成に当たっては、土木工事書類作成マニュアルに基づき行う」旨を記載することとしました。
- 平成21年3月26日付で関係事務所及び関係業団体へ『「土木工事書類作成マニュアル」の策定について』を通知しました。

5. 今後の方針

- 土木工事書類作成マニュアルの周知徹底（別添資料参照）
 - ・KK（工事書類簡素化）メール（仮称）の試行
 - ・出前講座により関係企業等への説明会の実施
 - ・研修等により職員への説明

6. その他

- 工事現場の実務担当者に積極的に活用して頂くため、「土木工事書類作成マニュアル」は、関東地方整備局のホームページに掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/tech/index.htm>

土木工事書類作成マニュアルのポイント

赤字が今回の改訂内容
(■が追加した項目)

提出を不要とした書類

■ 設計図書の照査確認資料

契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が無い場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。（照査は契約書第18条の範囲を超えないこと）

■ 工事測量結果（設計図書との照合）

設計図書と一致している場合は、監督職員へ提示とし受注者で保管する。

■ 関係官公庁等との協議資料

- ・監督職員への事前の報告は不要とする。
- ・官公庁等との協議の結果の資料を「提出」から「提示」とした。ただし、監督職員から請求があった場合は「提出」とする。

■ 休日・夜間作業届

週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要。（現道上の工事は除く）

■ 排出ガス対策型・低騒音・低振動型建設機械の写真撮影

・排出ガス対策型・低騒音・低振動型建設機械の写真の撮影及び提出は不要。

■ 特殊車両の走行途中的写真撮影

・特殊車両の走行途中的写真の撮影及び提出は不要とする。

■ 品質管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、品質管理図表の作成は不要。
- ・品質管理図（工程能力図）については、監督・検査において使用することが無いため不要。

■ 出来形管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要。
- ・出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、監督・検査において使用することが無いため不要。

■ 支給品及び貸与品要求書

支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。

■ 完成写真（完成、完済部分、中間技術、既済部分）

工事写真で代替えできるので、改めての作成は不要。

現行ルールの徹底・改善等

■ 施工計画書

軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。（工期や数量だけの変更等の場合）

■ 産業廃棄物管理表

産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、提出は不要。

■ 材料確認書

指定材料のみ提出を徹底する。（設計図書で指定した材料を含む）

■ 材料品質証明資料

指定材料のみ提出を徹底する。（設計図書で指定した材料を含む）

■ 段階確認書

- ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。
- ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要
- ・監督職員又は現場技術員が臨場した箇所の出来形管理写真は不要

■ 確認・立会書

材料確認、段階確認以外で確認・立会が必要な場合に提出する。

■ 安全訓練等の実施状況資料

監督職員へ提示のみで提出は不要

■ 施工プロセスチェックリスト

「施工プロセスチェックリスト」に記載されている確認項目について、契約図書上で提出を求める書類（以下の例）については、改めての監督職員への提出は不要。

- (1) 災害防止協議会活動記録
- (2) 店舗パトロール実施記録
- (3) 安全訓練実施記録
- (4) 安全巡回、TBM、KY実施記録
- (5) 新規入場者教育実施記録

■ 実施工程表

監督職員へ提示のみで提出は不要。

■ 品質管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、度数表（ヒストグラム）の作成は不要。ただし、特殊な場合（ダムコンクリート等）を除く

■ 出来形数量計算書

数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要。

■ 土木工事に用いる提出様式の統一

■ 工事打合せ簿等の電子メールによるやりとり

- ・工事打合せ簿等をメールでやりとりする場合の具体的なルールを作成
- ・既存の様式を廃止し、新たな様式を作成

土木工事書類作成マニュアルのポイント

今回の改訂で新たにマニュアルに追加した様式（9様式）

■ 現場代理人等変更通知書

現場代理人を変更する際に発注者に提出が必要な様式を追加

■ 建設発生土搬出調書

建設発生土を搬出する際に提出が必要な調書の様式を追加

■ 共済証紙受払簿

共済証紙を管理する為に必要な受払簿様式を参考に追加し、様式のダウンロードが可能な建設業退職金共済事業本部のHPを紹介

■ 事故速報

工事事故が発生した場合の報告様式を追加

■ 工事費構成書の提示依頼書

請負者が工事費構成書の提示を求める際の依頼様式を新たに作成し追加

■ 事故概要説明図面

工事事故の概要説明図面の作成例を追加

■ ユニット請負代金内訳書

ユニット請負代金内訳書の様式の追加及びユニットプライス型積算方式試行実施要領の紹介

■ 認定調書

請負者からの中間前金払の認定に対し、認定結果を通知する様式の追加

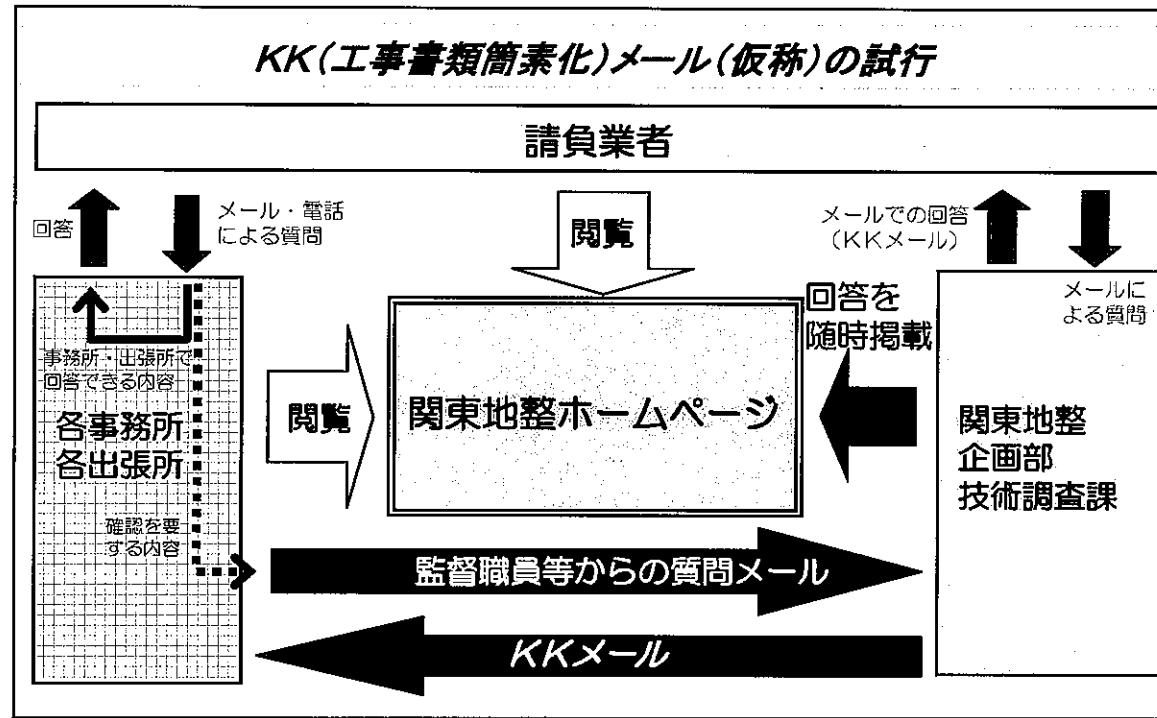
■ 工程表

契約書第3条に規定する工程表の様式を追加

土木工事書類作成マニュアルの周知徹底

1. KK(工事書類簡素化)メール(仮称)の試行

- ◆ 請負者に対し、土木工事書類作成マニュアルの疑問点等について、メールにより回答を行う。
また、質問及び回答は関東地整のホームページ上に掲載。



2. 出前講座により関係企業等への説明会の実施

- ◆ 行政関係者や関連企業団体の要望に対して、「土木工事書類作成マニュアル」の説明を実施

3. 研修、説明会等による職員への説明

- ◆ 研修、説明会等において、職員に対し「土木工事書類作成マニュアル」の説明を実施